

長尾小学校いじめ防止基本方針

宝塚市立長尾小学校

はじめに 子どもたちにとって安心・安全な居場所である学校

本校では、学校評価アンケートや子どもたちの思いを踏まえ、教育の基盤に人間尊重の精神を据え、『豊かな心を持ち、たくましく行動できる子どもの育成』を学校目標としました。そして、「な かなかよく が んばりぬく おもいやりのある」長尾っ子の育成に向けた教育活動に取り組んでいます。

この学校目標のもと、いじめの未然防止、早期発見、対応を組織的に行い、いじめを生まない土壌をつくるため、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てるために「長尾小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取組を進めてきました。さらに、国・宝塚市のいじめ防止基本方針の改訂に合わせて本校の基本方針を見直すとともに、子どもたちの人権・権利を守る取組であることを強く認識し、「子どもたちにとって、安心・安全な居場所である学校(教室)づくり」をめざして、いじめ防止等に取り組む、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように、全教職員が一丸となって、いじめを許さない学校の実現に努めていきます。

◎ 基本の姿勢(教職員・児童・保護者 ともに意識して)

長尾小学校 3つの『進んで』

◇進んで自分自身を伸ばす ◇進んで学校・学級をよくする ◇進んであいさつする

◎ 行動の基本(教職員・児童・保護者 ともに意識して)

長尾小学校 3つの行動

◇人がいやがることは言わない・しない ◇友だちも自分もだいじにする ◇ひとりでなやまない

◎ コミュニケーションの基本(教職員・児童・保護者 ともに意識して)

◇人の話をしっかりと聞こう ◇ふわふわことばをいっぱい見つけて声に出そう

1 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策第2条に規定されているように、以下のように捉えます。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことがないように、いじめられた児童の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報の共有と組織的な対応を行っていきます。

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれにされたり、集団によって無視されたりする。

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷されたり、嫌なことをされたりする。等

3 いじめの解消の要件

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ 被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることです。相当期間とは少なくとも3か月を目安とします。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ 被害児童本人及びその保護者との面談等による確認を行います。

4 いじめ防止等のための基本的な考え方

- ① いじめ防止等の対策は、すべての児童に関する問題であることを強く認識し、子どもたちが安心して学校の教育活動に取り組むことができるように、学校、保護者、地域が一体となって、いじめが行われない環境を構築していきます。
- ② いじめ防止等のための対策は、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを知ったとき、それをそのままに見て見ないことにすることがないように、児童自身が自らの問題として考え、行動できる子どもたちを育てていきます。
- ③ いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命および心身を保護することが特に重要です。いじめ防止は、本校の最重要課題として位置づけ、決して、一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組んでいきます。
- ④ 宝塚市、教育委員会、保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築していきます。

合言葉は

**【学校・家庭が安心・安全なところ 学校・家庭での居場所づくり
ひとりで悩まず、まず、ほう・れん・そう】**

5 いじめ防止等に関する組織の設置

(1) 設置

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための常設の組織として「長尾小学校いじめ防止委員会」を設置します。長尾小学校いじめ防止委員会は、「生徒指導上の問題」が「いじめ」に当たるかを判断し、いじめの解消の対処に当たる

だけでなく、いじめ防止に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織です。そのため、長尾小学校いじめ防止委員会の目的、役割をより明確にするため、長尾小学校生活指導委員会とは別のものとします。

(2) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、教育計画担当教員、研究推進担当教員、生活指導担当教員、養護教諭、特別支援コーディネーターとします。また、個々のいじめ事案の対処にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とします。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・心理や福祉の専門家、弁護士・医師等、外部専門家により構成し、チームとして取り組みます。

(3) 役割

いじめ防止委員会は、次の役割を担います。

- ① いじめ防止対策推進法第 2 条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立します。
- ② 学校基本方針に基づき、いじめ防止の取組に関して、教育課程の編成・実施等の具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証します。また、必要に応じて学校基本方針を改訂します。
- ③ いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や児童の問題行動などに係る情報を収集・記録します。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には定例または緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導および支援の体制・対応方針の決定を行います。
- ⑤ 校内研修を企画し運営します。
- ⑥ 保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報の提供を行います。
- ⑦ いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行います。ただし、当該事案の性質に応じて、適切な専門家を加えて対応します。

6 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定

いじめ防止のための取組、早期発見、校内研修についての内容を、年間を通した計画を策定する。

計画策定や内容の実施にあたっては、P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で、よりよいものに見直していく。

7 いじめの未然防止

(1) 意義

すべての児童が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送るとともに、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めることで、学校全体としていじめの未然防止に取り組みます。

(2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、児童ひとり一人の内面理解に基づき、すべての児童が規律ある態

度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基板として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然との関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育てます。

① 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではありません。このことを児童ひとり一人がしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければなりません。本校では、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち取り組んでいます。さらに人権週間における重点的な取組、人権参観を通じた児童の学びと保護者への啓発等、あらゆる機会の中で人権教育を進めていきます。

② 道徳教育の実施

「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない」態度を育成するために、全教育活動を通じて、道徳教育の充実に努めます。道徳の時間を最大限に活かし、生命を大切に作る心や互いに認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼関係や友情を育む道徳教育を進めていきます。

③ 体験活動の実施

体験的な活動は児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成します。3年生の環境体験、5年生の自然学校、6年生での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていきます。

④ わかる授業づくり・楽しい授業づくりの推進

本校は、すべての子どもたちが、授業の中で自分の思いを表現しながら主体的に参加できること、そして、すべての子どもたちがわかる喜びを実感できる授業をめざして授業づくりを行っています。そのことを踏まえて、教職員は一丸となって、本校の授業ルーティンを進め、適切な環境づくりに努め、児童の心や生活を安定させ、いじめを予防する手立ての1つとなることを認識して、授業改善に取り組んでいきます。

8 いじめの早期発見

(1) 意義

いじめ防止等の取組の中で、児童にSOSを発信してもらうことは重要です。しかし、児童が表現した微妙やサインに気づき、その意味を適切に読み取ることができなければ、児童の心の危機に対応することはできません。教職員が組織力を多いに発揮して、児童の様子に敏感かつ些細な兆候を見逃さない取組を進めます。いじめが大人の目につきにくい場所や時間に行われることが、一見遊びやふざけのように見えること等を十分に認識して、児童の人間関係、服装や持ち物の変化、表情の変化をしっかりと見てとり、いじめを見極める目を持ち、早い段階から組織的に関わりながら、いじめの早期発見に努めます。

(2) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のための「いじめ調査アンケート」を原則としていじめが疑われる場合等、実態に応じて即時実施するとともに、少なくとも学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員で共有します。

(3) 教職員と児童との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている児童やその保護者、またいじめを見た児童から、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから児童、保護者との良好な関係を構築していきます。また、児童や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任と教職員、校内の「いじめ防止委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校だより、保護者懇談会、育友会の会議、地域の会議などを通じて広く周知する。

(4) 児童のSOSを発信できる力の育成

些細なことであっても児童が、何でも相談できる場としての学校でなければなりません。そのことを踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携し、相談機能の充実を図ります。また、児童の実態に合わせながら、自殺予防プログラムやCAP等を参考にしたプログラムを実施し、児童自身が自分自身や友だちの危機や悩みに気づき、けっしてひとりで抱え込むことのないように関わり、信頼できる大人や関連機関に相談することができるように、児童のSOSを発信できる力を培っていきます。

9 いじめへの対処

(1) 意義

わたしたち教職員は、いじめを発見し、または児童・保護者から相談を受けた場合は、いじめ防止推進法 23 条 1 項の規定に基づき、直ちに管理職に報告し、特定の教職員だけで抱え込むことなく、速やかに「学校いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応を行います。

指導に際しては、いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮のもとに、毅然とした態度で加害の児童に対しては毅然とした態度で指導を行います。さらに、児童をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるような対応をしなければなりません。また、すべての教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行います。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

わたしたち教職員は、遊びや悪ふざけなどであっても、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めます。児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、まず、真摯に話を聞きます。些細なことであっても、いじめの疑いがあった場合には、早い段階からの確に関わりを持ちます。その際には、いじめを受けた児童やいじめを知らせにきた児童の安全を確保します。いじめを発見したときやいじめに関する通報を受けたときには、「学校いじめ防止委員会」が中心になり、速やかに関係児童からの事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告します。また、校長が責任を持って被害・加害児童の保護者に連絡をします。また、加害児童に対して学校が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が見られず、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた時には、いじめられている児童を徹底的に守り通すという観点から、学校は警察等と相談して対処します。

(3) いじめを受けた児童生徒や保護者への支援

私たち教職員は、いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行います。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはなりません。「あなたが悪いのではない。必ず、守る。」ということをはっきりと伝え、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、以後の対応を行います。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行います。その際、家庭における児童への指導等について必要な助言を保護者に行います。児童に寄り添った体制を構築し、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるように、必要に応じて加害児童を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。状況に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察などの外部人材の協力も得ます。いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。また、聞き取りやアンケート等により確認した事実は適切に保護者に提供します。

(4) いじめた児童への指導やその保護者への対応

私たち教職員は、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行います。いじめがあったことが確認された場合、速やかにその保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行います。その際、家庭における児童への指導等について必要な助言を保護者に行います。いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体や財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。なお、いじめた児童がいじめを行った背景にも目を向け、いじめを行った児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。いじめの状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の配慮のもと、特別な教育計画による指導のほか、さらには教育委員会による出席停止や警察との連携による措置を含めて対応します。教育上必要と認める時は、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることもあります。

(5) 周囲の児童への働きかけ

私たち教職員は、いじめが発生した際、それを知り、見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導します。また、はやしたたり、ひやかしたり同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を学級での話し合いなどにより、すべての子どもたちに行き渡らせます。

(6) 教育委員会との連携

いじめを把握した場合は、本校だけで抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告します。そして、指導助言等による支援を得ながら、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたります。また、経過観察・解消等のいじめ事案の状況を教育委員会に報告し、教育委員会と連携を図ります。

10 児童の主体的な活動の推進

(1) 意義

いじめの防止は教職員だけが取り組むのではなく、児童がいじめをしない、許さない、見逃さないという強い意識を持つことが大切です。学校全体でいじめ防止等に取り組むには、児童と私たち教職員との対話を通して、児童の考えを実現していく観点から、児童の主体的な活動を特別活動をはじめとする教育課程に位置づけるなど、指導上の方向性を明確にして行きます。

(2) 内容

児童会の中で、児童ひとり一人に居場所のある学級や学校にしていくために、「学校のきまり」や「服装や持ち物」、いじめの防止等に関する取組を議題としたり、学級活動の中でもいじめのない学級づくりを取り上げたりするなど、児童自らが自分たちのできることについて考えることが大切です。例として

- ① 「多様性」を認め合える学級や学校とはどのようなものか
- ② どのようにすれば、いじめが起らない学級・学校づくりができるのか
- ③ いじめが起こった時、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらいいのか

11 教職員研修

(1) 意義

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が重要です。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければなりません。そして、児童の些細な変化等に気づき、適切に対応するための感性や資質を向上させなければなりません。

(2) 内容

児童ひとり一人が自尊感情、自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、カウンセリングマインドなど児童理解による生活指導のあり方など、多様な内容の研修を行います。また、学校基本方針やいじめ防止等の年間計画を教職員が共有し、個別の事例研究等により、教職員の共通理解を図ります。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・医師・弁護士などの専門家を活用することにより、私たち教職員の資質の向上を図ります。

(3) 留意点

「いじめ防止等の研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生活指導をはじめとする学級経営、集団づくり、授業づくり、児童理解等々、多様なテーマにおよぶものです。私たち教職員はこれらの研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見出し、共通認識や問題意識をもって臨むことが大切です。

12 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童とのトラブルが生じた際に、自分の思いを表現することが困難な児童も在籍しています。このような児童に対するいじめを未然に防ぎ、また、発生したいじめを早期に発見して対処するためには、全教職員による支援体制づくりが不可欠です。特別支援学校と本校、特別支援学級と通常学級との交流及び共同の学習を、より積極的に推進していきます。

13 ネット上のいじめへの対応

(1) 意義

インターネット等によるいじめは、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性があります。そのため、日ごろから情報モラルに関する教育に取り組みます。

(2) 内容

インターネット等によるいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では、「授業づくり」「集団づくり」「児童の主体的な活動」等の取組とともに、児童、保護者に対して、警察や通信事業者等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組みます。また、スマートフォン等を第一義に管理する保護者に対しても、家庭における保護者の責務や家庭での教育やきまりの必要性についても周知します。

(3) ネット上のいじめへの対処

インターネットでの不適切な書き込みや画像については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置をとります。名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとります。こうした措置をとるにあたり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局等の協力を求めます。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し適切に援助を求めます。法務局等と連携し、必要な措置をとります。

14 学校園間の連携

いじめについては幼稚園や認定こども園・保育所(園)と小学校、小学校と中学校等が連携を図り、情報やいじめ防止の取組などについて共有をします。また、学校間の連携については、日ごろから幼児、児童、生徒による交流を積極的に行い、互いに関係深めていきます。

15 家庭、地域との連携

児童を取り巻く多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることのできるようにするため、本校では育友会や地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築します。学校運営協議会や学校評議委員会、学校支援地域本部、青少年育成市民会議などにおいて、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行います。また、日ごろからホームページや学校通信等で学校いじめ防止委員会の役割等の情報や学校の取組を積極的に発信する等、開かれた学校づくりに努めます。